

## 平城宮跡第6・7次発掘調査概要

建造物研究室・建築  
歴史研究室・考古

特別史跡「平城宮跡」の昭和36年度に実施した発掘調査は、第6・7・8次の3回にわたり、発掘総面積は76アールである。第6次の発掘調査は、国有地北端にある発掘調査事務所西方の倉庫建設予定地8アールと、通称一条通の北側で、第5次発掘調査地域の西南に接する平城宮中軸線に沿った南北に細長い水田5アールの2つの地域について、昭和36年4月3日より7月11日にわたって実施した。第7次発掘調査は7月12日から昭和37年2月10日にかけて、通称一条通の北側で、第6次の調査地域に東接した東西に細長い地域32アールと、民家建設のために現状変更許可申請が出された第5次発掘調査地域の北側に道路をへだてて隣接する地域5アールにおいて実施した。第8次発掘調査は第7次調査地域の北に接した東西に細長い地域26アールにおいて、昭和37年2月10日に着手し、3月31日現在発掘を続行している。ここでは、発掘調査の終了した第6・7次について、第6次に発掘した国有地北端の第2次内裏推定地域と第6・7次に発掘した一条通北側の官衙地域とにわけて、その概要を報告する。

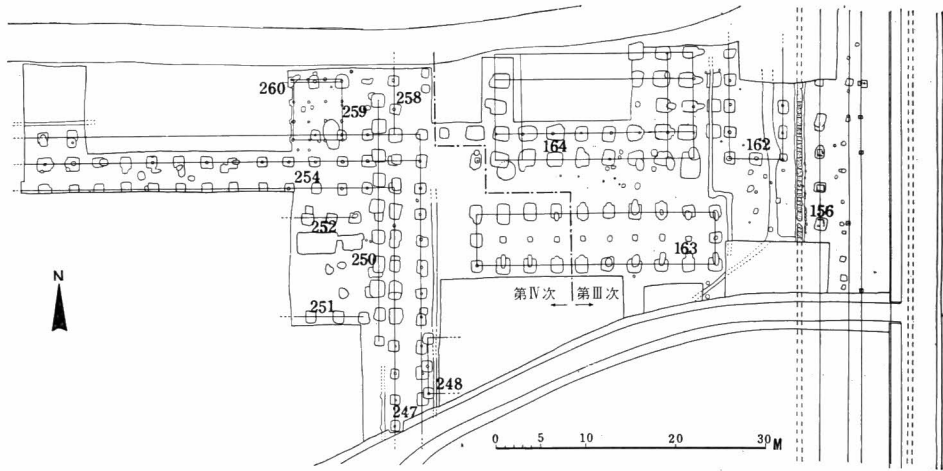
## 1 内裏遺跡の調査(第6次)

国有地内の倉庫建設予定地からは、掘立柱の回廊1棟・柵2条・柱

列4条の7遺構を検出した。SC217回廊は、単廊の東回廊と復廊の北回廊からなり、36年度年報で報告したSB167建物の西方に東北隅がある。北回廊は14間、東回廊は11間分を発掘した。北回廊は東端より13間目がほぼ大極殿の南北中心線上にあたり、左右対称とみると全長は25間と推定される。柱間寸法は桁行梁行とも、いずれも天平尺の10尺(以下寸尺は天平尺で記す)である。また、北回廊北側と東回廊の東西に側柱列より5尺離れて、幅約1尺の浅い雨落溝がある。北回廊の中央と北側の柱列は、各々SB164の南側・南入側柱列の西延長線上にある。

2条の柵のうち、SA258は柱間各10尺で東回廊の西側柱列の北延長線上にあり、回廊に取りつく柵であろう。SA256は柱間各10尺で東回廊のすぐ西側に並ぶ南北方向の柵で、柱穴の重複状況からすると回廊より時期がおくれる。また、東回廊南端付近の南北に3個並んだ柱列SX218(柱間各10尺)も、回廊より時期のくだる遺構で、おそらく東にのびる建物の西妻部分と思われる。なお、東西方向に3個並ぶ柱列が、北回廊の北側に1組(SX260)、南側に2組(SX251・SX253)発見されたが、いずれも全体の規模や性格を知ることができなかった。

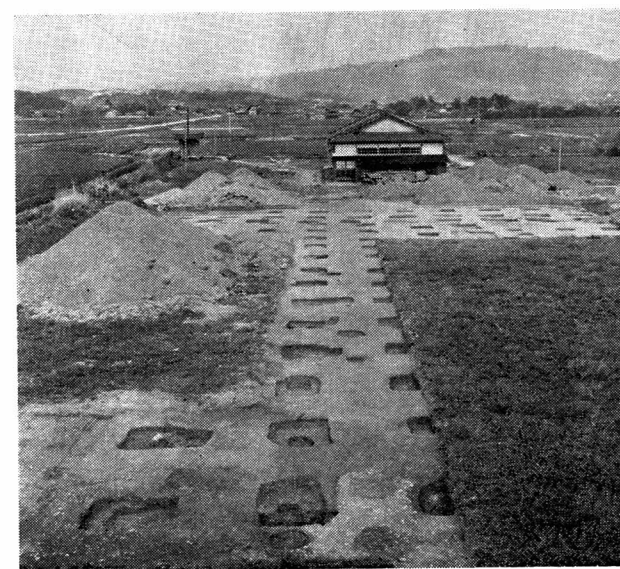
このほかに、東西にのびる濠状遺構がある。濠状遺構は北回廊南側



第1図 内裏遺跡実測図

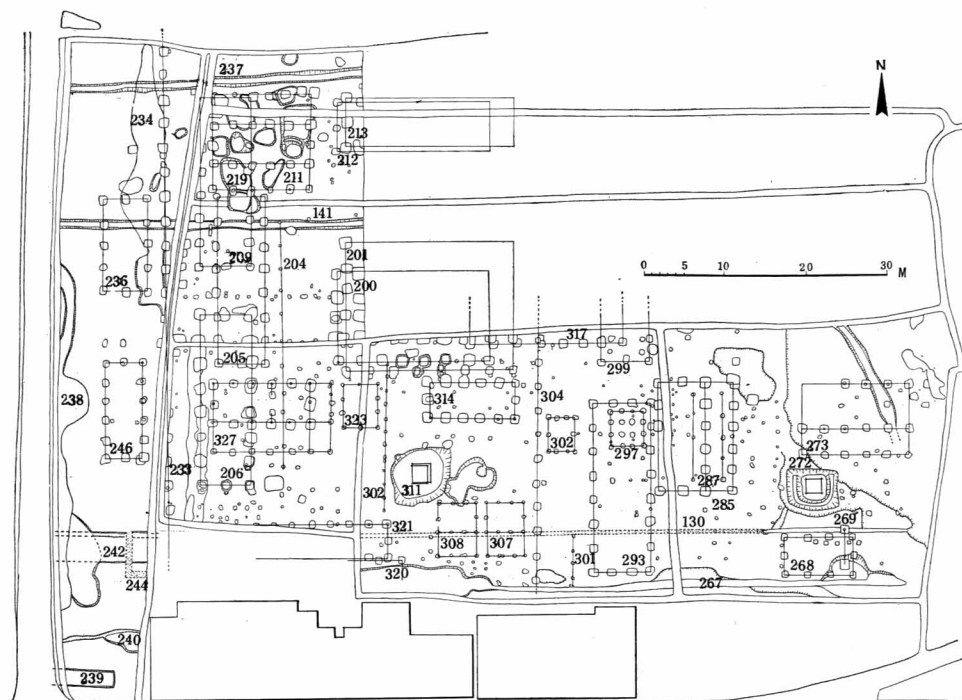
柱列付近を北縁として、ほぼ北回廊にそつて東西に延びており、急斜面の南縁と緩斜面の北縁とをもつた幅約17mのものである。これは円筒植輪片や直径10〜20cmの古墳葺石様の玉石を多量に包含した土で埋め立てられており、回廊その他の柱穴はこの埋没土に掘られている。この濠状遺構の延長を電気探査によつて追跡したところ、西は国有地の西部ではぼ直角に北へ折れ曲り、東延長は多少彎曲しながら国

有地東端まで続くものと推察された。さらに、この濠状遺構の北約13mで、方約50cmの浅い掘りかたにすえた直径約30cmの円筒植輪の基部を検出した。この植輪残存状況や濠状遺構とその埋没状態からみて、これらの遺構は、平城宮造営以前この地に存在した古墳と関連のあるものと推察される。



第2図 第6次発掘地全景

発見遺構は以上のようなものであるが、掘立柱の回廊は柱通りをそろえた配置関係からみると、第3次調査で発見したS B162・S B163・S B164等の3棟の建物と、同時に造営されたものであろう。また東回廊西側、



第3図 官衙遺跡(第6・7次)実測図

築地回廊にとりつき、両者が同時に存在していたと考えるのが正しいであろう。そこで掘立柱回廊が第2次朝堂院中軸線の延長に對し東西対称であるとする、北と東西をこの回廊で、南を築地回廊で限られた地域はほぼ内法約280尺の正方形となる。この一郭が内裏の何であるかは、後の紫宸殿にあたる内裏中心建物の位置の解明と関連して、今後に残された興味ある問題である。

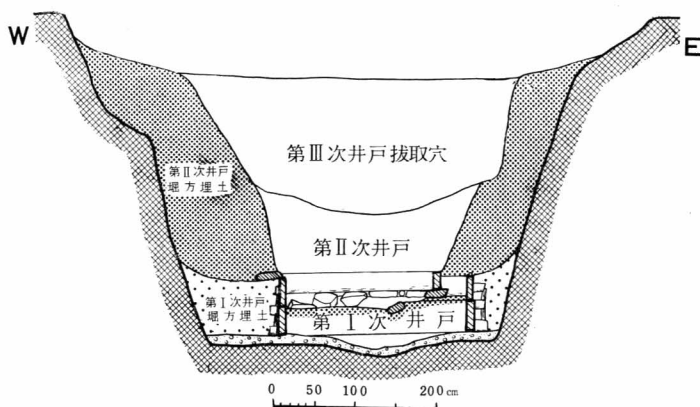
## 2 官衙遺跡の調査(第6・7次)

通称一条通の北側ではほぼ平城宮中軸線より東にあたる第6・7次調査地域から、掘立柱が建物22棟、門1棟、柵4条、溝4条、井戸2所や廃棄物処理のための土壙などを検出した。これらの遺構は層位と掘立柱の柱穴の重複状態から先後を判定し、さらに規模や配置関係を考慮して6期にわたって造営されたものと推定された。以下、造営期ごとに遺構をまとめ、36年度年報で報告した第4・5次発掘調査の成果と対比しながら順をおって述べる。(「」は第5次調査における期別をあらわす。)

I期(Ⅱ) 今回の調査地域に建物が造営された最初の時期で、調査地域西半に厚さ約5cmの土盛りを行った後、2棟の建物と1棟の門を造営している。S B205は第5次調査で北半を検出した7間×2間(柱間各10尺)の南北棟建物で、今回南妻を確認した。S B317は7間×4間(柱間各10尺)の東西棟建物で、主要部は調査地域の北にあり、南側柱列のみを検出した。S B269は南北にならぶ2個の掘立柱で門(柱間15尺)と推定される。なお、調査地域の東端の地山面が低下した地



第4図 SE311井戸(Ⅱ-1期)



第5図 SE311井戸断面図

区は、この時期にはいまだ土盛りが行われていない。

Ⅱ-1期(Ⅳ) 第Ⅰ期の遺構をおつてこの地域一帯に広く盛土を行い、その盛土上に行われた造営を一括して第Ⅱ期とする。第Ⅱ期の遺構は柱穴の重複状況や、遺構相互の配置関係によつて、3小期に区分される。Ⅱ-1期にはSB200建物、SD130・SD106・SD243溝、

SD244石敷及びSE272・SE311井戸が造営された。SE200は7間×4間(柱間各10尺)の4面に廂のある東西棟建物である。SD130は第2・4次調査で検出した東西に延びる石敷溝の東延長部分であるが、調査地域の東部では石敷が切れて一段低くなり、そこにヒノキ材の榑を埋めこんでおり、この部分は暗渠であつたらう。SD243の溝は石敷が

みられないがSD130の延長上にあり、またSD244の石敷はSD243をおおご、南へ張り出しているが、石敷の手法が類似するからあまり時間のへだたらないものと考えた。SD106は調査地域の西南部で始まり、西へ流れる幅約2mの溝である。約49mの間隔をおいて東西に並ぶ2カ所の井戸のうち、西のSE311は深さ約4mで一辺約7mの隅丸方形の掘りかたの底に井戸枠を組んでいた。井戸枠は長さ約2.6m、幅約70cm、厚さ約9cmの材を内法2.25cmのせいろ型に組んだもので、下2段分が残っていた。井戸底の礫敷

面上から土器・木製品とともに万年通宝・神功開宝各3点を発見した。東のS E272は東西約6m、南北約5m、深さ約4mの掘りかたに井戸枠を組上げたと思われるが枠材は遺存しなかつた。

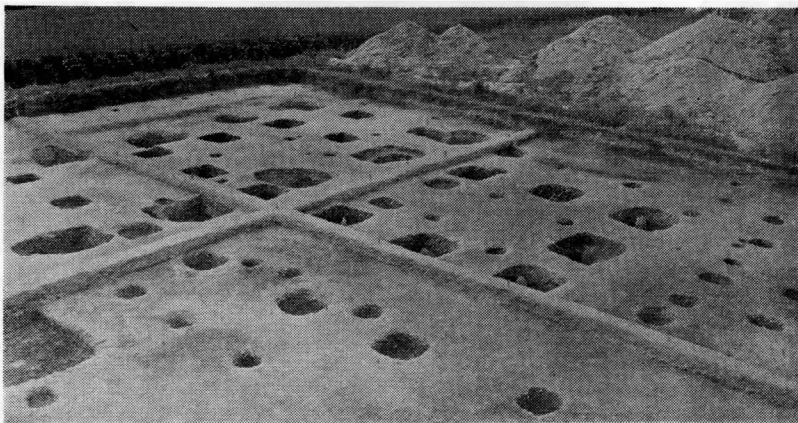
II-2期〔V〕この時期には4棟の建物が造られた。建物の規模が大きく、また数も増えて、整然と配置されている点だが、この期の特色である。S B201はやまのS B200建物と重複した位置にあり、南北に廂がつき、南側にはさらに孫廂のついた7間×5間(柱間10尺、孫廂梁間13尺)の東西棟の建物、S B206は7間×2間(柱間各10尺)の南北棟の建物、S B293は桁行7間(柱間各約10尺)で、梁間3間(柱間各8尺)の南北棟の建物、S B299は293と東側柱列をそろえ梁間2間(柱間各10尺)の南北棟の建物で、主要部は調査地域の北にある。

II-3期〔VI〕5棟の建物が造られた時期で、2期にくらべ棟数は増えるが、個々の建物の規模は縮少し柱穴は浅くなっている。S B293は南廂(梁間11尺)のある5間(柱間各9尺)×3間(身舎梁間20尺)の東西棟の建物、S B285は東廂(梁間11尺)のある5間×3間(柱間各約3m)の南北棟の建物、S B314は5間×2間(柱間各7尺)の東西棟の建物、S B321は7間(柱間各6尺)×2間(柱間各7尺)の東西棟の建物、S B327は北側柱列をS B314建物とそろえ、南と東に廂のある6間×3間(身舎柱間各8尺、南廂柱間12尺、東廂柱間9尺)の東西棟の建物である。S B327建物の身舎には、西より3間目に扉の方立柱とみられる2個の小柱穴があつて東西2室に仕切られていたと考えられる。

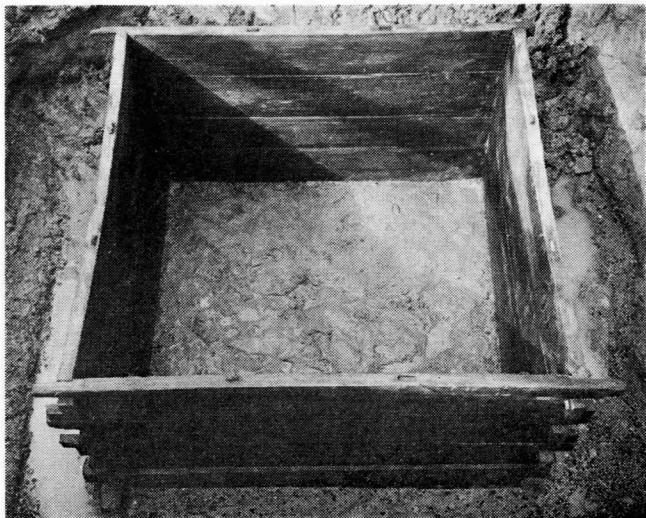
III期〔VII〕II-3期の建物群廃絶後に、調査地域全域に土盛りが行

われたらしいが、現在では東部および西端付近に認められるのみである。この土盛りともなつて1

棟の建物と、2条の南北に延びた柵と、南辺を東西に走るS D267溝が造営される。S B246は調査地域の西端の宮域中軸線上にあつて、5間(柱間各7.8尺)×2間(柱間各4.5尺)の南北棟の建物である。2条の柵S A233とS A304(こずれも柱間各10尺)の間の距離は、45.9mを計る。この時期に第II期に造営された2カ所の井戸が改造されている。S E311では当初の井戸枠を下2段を残して取りはずし、その内側に沈下をふせぐために凝灰岩切石をならべその上に内法約1.9mのやや小さい木枠を方形せいろ組に組みあげたもので、下1段分が残っていた。



第6図 S B327 掘立柱建物



第7図 SE272井戸

枠材は長さ約2.1m、幅約23cm、厚さ約9cmである。井戸底からは多量の土器・木製品類とともに隆平永宝1枚を検出した。また、SE272は第1次井戸枠を完全に取りはずし、新たに造り直したもので、内法約1.8mの方形せいの組木枠が4段分遺存していた。上から3段分の枠材は長さ2.0m、幅63cm、厚さ8cm位であるが、最下段のものは長さ約2.2m、幅約70cm、厚さ約9cmで大きく、古い枠材を再使用したものであ

つた。この井戸の底に近い堆積土中から土器・木製品等とともに承和昌宝1枚が出土した。なお、調査地域西端にあるSK238<sup>ひや</sup>、第2次井戸内出土土器と同様式の土器が出土しておりこの期の遺構と思われる。なお、第5

次調査地域と道路をへだてて北に隣接する地域では、現状変更申請による事前調査を行ったが、道路以南より高くなる地山面上にならんの遺構も認められず、SA233 柵もこの地域まで続かないことが明らかになった。

### 3 遺物

遺物は、木簡・屋瓦・土器・銅銭・鉄器・漆器・木製品・繊維製品・自然遺物などがある。屋瓦をのぞく大部分は2カ所の井戸とSK238より出土したものである。SE311の第1次井戸底検出遺物で特に著しいものは墨書「山」が認められる木簡断片1点、万年通宝・神功開宝各3枚、木製人形1点で、その他に刀子・錐・横櫛や須恵器・土師器・屋瓦等が出土した。木製人形は全長15.2cm、幅2.4cm、厚さ0.4cmの長方形の板を人形に加工し、墨で眉・目・鼻・口・髭を描き、両眼と心臓部に木釘が打ち込まれている。胴部の両面に墨書文字があるが判読できない。土師器には「墓所」と墨書のある甕や、蔓製の釣手を有する甕がある。第2次井戸底では、木簡1点、隆平永宝1枚、木製陽物1点のほかに横櫛・曲物の桶・杓子等の木製容器類や合子形の漆器・土馬・緑釉陶器・須恵器・土師器・黒色土器などの土器類、屋瓦類及びモモ・カキの種子などの自然遺物が出土した。

木簡は短冊形のもので、記載内容は明瞭でないが、縫殿寮に属する「御匣殿」や津守氏古系図にあらわれる「津守貞成」などが読みとれる。なお、土師器には人面を描いた皿のほか、墨書のあるもの数点がある。



SE272 の第2次井戸枠内からは承和昌宝1枚、柄の完存する鎌と錐各1点のほか木製容器類、横櫛などが屋瓦・土器類とともに出土した。

SK238 土壙では1点の平織麻布とともに施釉陶器・須恵器・土師器・黒色土器などが多量に出土した。

以上のように、昭和36年度の発掘調査は多くの新事実を明らかにしたが、特に注目すべきものは、第2次内裏推定地における回廊遺構の存在と官衙地域における第Ⅲ期遺構群の年代決定である。第2次内裏推定地中央南よりには方約300尺の一郭が掘立柱の回廊にかこまれて存することが判明した。この回廊は、平安宮内裏における春興・安福両殿にいたる回廊や、難波宮跡内裏推定地で発掘された柵列と位置的に類似している。この回廊でかこまれた一郭の性格の解明は、今後の調査に待たねばならないが、内裏内の建物の配置に関する知見をより深めたものといえよう。

今回調査した官衙地域は、さきに第5次調査において出土した木簡から宮内省大膳職の所在地と推定した地区の南半にあたる。今回の調査でSE31 井戸から検出した甕にある墨書銘「羹所」は、この地域を宮内省の食料関係の官衙の所在地とする推定をさらに裏付ける。

第Ⅲ期では、第Ⅱ期末に一旦放棄した井戸を改造し、再使用していることが注目される。この改造は、隆平永宝や延暦8年の住吉大社神代記に名を連ねた津守和磨の子の「津守貞成」の名を記した木簡の出土からみて、平安時代初期におこなわれたものと推定される。この井戸の改造を伴った第Ⅲ期の造営はその土盛り工事などからみて、かなり

大規模なものであつたことがうかがわれる。こゝで想起されるのは、平城上皇の平城遷都計画と上皇御所の造営である。今回の調査で平安時代初期における第Ⅲ期造営を確認したことは、文献史料から推定されていた平城上皇に関連する平城宮での造営の一端を遺跡の上で明らかにしえたものである。

なお、第8次調査も本年報編集集中にほぼ完了したので、発見遺構の概略を付記しておく。

新しく発見した建物遺構は10棟で、すべて切妻造りであり、廂をもつものは2棟のみである。また、小礎石と掘立柱と混用した2棟をのぞいてほかはすべて掘立柱式のものであつた。このほかに、第5・7次調査でその一部を検出していたSB200・SB201・SB212・SB304・SB317は、いずれもその規模が判明し、SB200・SB317は4面廂、SB201は南北2面廂にさらに南に孫廂があることを確認した。この結果、第5・7・8次で完了した官衙地域の一部では計約30棟の建物が検出されたことになる。建物のほかに、柵・溝・土塁がある。柵SA304と溝SD126は既調査部分の建長部が検出され、いずれもこの官衙地域を東西・南北に貫通している。土塁跡は調査地域東北隅で発見した幅3mほどのもので、この官衙地域の東限を劃する性格をもつ遺構として注意される。

(榎本 亀治郎・岡田 茂弘)